国民年金だより

ご存知ですか？ 障害基礎年金！

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）がある病気やケガなどで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金を受けることができます。

また、国民年金の加入期間が終了した方でも、60歳以上65歳未満の間に病気やケガなどの初診日があれば、障害基礎年金を受けることができます。

障害基礎年金の年額は、1級が986、100円、2級が788、900円です。

保険料納付要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること（「3分の2要件」と言います）を満たす必要があります。

この「3分の2要件」を満たせなくとも、初診日のある月の前々月までの1年間の保険料が納付または免除されていれば良いことになっております。（「特例要件」と言います）

なお、前記の「3分の2要件」「特例要件」のいずれについても、初診日の前日において、これらの要件を満たしている必要があります。初診日の後に保険料を納めたとしても、資格要件を満たすことができませんので、くれぐれもご注意ください。

裁定請求の手続き

障害基礎年金を受けるためには、裁定請求の手続きを行う必要があります。窓口は役場となっており、障害基礎年金を支給するか否かの審査は年金事務所で行われます。裁定請求を行うには、医師が記載する書類も必要となりますので、町民生活課または年金事務所にご相談下さい。

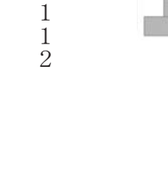

●問い合わせ先
町民生活課町民生活グループ
☎47・2112

環境衛生だより

ペットは正しい飼育を！ 犬、猫の放し飼いはやめましょう！

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（北海道ペット条例）では動物を正しく飼うことや人に迷惑をかけないよう飼主の責任が明確にされております。

《周辺環境の保全》

北海道ペット条例においては「ふん、毛又は羽毛等の汚物を適正に処理する」ことが飼主の責任とされております。

最近では、市街地において犬のふんの放置が頻発しております。犬のふんの処理は飼主の義務ですので、必ず後始末をお願いします。

《罰則（動物愛護法）》

みだりに愛護動物を殺傷した者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が、また、みだりに愛護動物を虐待し、または遺棄した者には、30万円以下の罰金等が科せられます。

《飼主が守らなければならないルール》

①ペットの放し飼いはしないこと。
②公園、道路などの公共の場所や人の土地などを汚物で汚したりしないこと。
③適正な繁殖制限をすること。

《犬、猫の引取り》

犬や猫を飼えなくなった時は、きちんと飼える人に譲るよう努め、それが出来ない場合は、静内保健所に引取りを相談してください。

新冠共同墓地の公募について

新冠町で管理しています新冠共同墓地について、現在空き区画があり、町では1年以内にお墓を建立する方で新冠町に住所を有する方に随時墓地使用申請の受付を行っております。

○新冠共同墓地（字西泊津）
14区画 6㎡ 使用料2万円

●問い合わせ先
町民生活課町民生活グループ
☎47・2112

みんなの広場

朝日小学校6年生です

ぼくとわたしの夢

◇ぼくは、バイクの免許を取ることが夢です。理由は、バイクで日本を旅して、カントリーサインを全部みたいです。

清水　大地

◇私は、動物が好きなので、動物の飼育をやりたいです。大きな動物を育ててみたいです。

坂元　渚

◇私の将来の夢は、特に決まってないけど、まんが家か、盲導犬の訓練士になって、人の役に立ちたいです。

竹内　菜実

◇ぼくの将来の夢は、漁師になることです。珍しい魚や大きな魚をたくさんとって、刺身にして食べたいです。

清水　竜也

新たな担い手対策
農業支援員に委嘱状を交付

6月1日、町長室において、「地域おこし協力隊（農業支援員）」に採用された3人に対し委嘱状が交付されました。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化が進行している新冠町において、農業労働力の補完、地域の活性化や産業振興等を図るため、都市部の若者を対象に町が募集し、国の制度を活用し採用したものです。

採用された3人は、旧太陽小学校の教員住宅に居住し、そ菜、酪農や肉用牛農家で研修を受けながら農業の基礎を学び、将来地域農業の担い手として自立・定住を目指していきます。（写真は町長から委嘱状を受けた左から、立桶さん、幕田さん、白戸さんです。）